

経済産業省

第3回 データの越境移転に関する研究会

議事要旨

■ 開催概要

＜日 時＞ 令和4年2月24日（木）14:00～16:00

＜場 所＞ オンライン会議（Teams）みずほリサーチ&テクノロジーズ主催

■ 出席者

＜委員＞（座長以下50音順）

山本座長、渥美委員、生貝委員、北村委員、鬼頭委員、工藤委員、黒崎委員、佐藤委員、藤井委員、藤原委員、増島委員、若目田委員

＜オブザーバー＞

個人情報保護委員会事務局、デジタル庁、総務省 国際戦略局、外務省 経済局、経済産業省 通商政策局

＜事務局＞

経済産業省 商務情報政策局 国際室、みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社

■ 議事次第

1. 開会

（1）開会・資料確認（事務局）

2. 議事

（1）本年度報告書案について（事務局）

3. その他（事務連絡）

（1）経済産業省挨拶

4. 閉会

■ 配布資料

議事次第

【資料1】事務局説明資料

【資料2】データの越境移転に関する研究会 報告書（案）

＜報告書（案）全体について＞

- 報告書で使用している「越境移転」や「データローカライゼーション」、「信頼」などの用語について、その定義を明確にし、十分な説明を記載する必要がある。
- データ主権に関する記述がやや不足している印象である。欧州や中国、米国などのデータ覇権を争っている国においては、自国のデータ主権を守るとともに、他国のデータ主権を尊重するという形で信頼関係を築くことが重要であるため、そのような点も分かりやすく説明いただけるとよい。
- 本報告書では、データローカライゼーションの撤廃を目指しているのか、それとも、現実的な解決策としての共存を目指しているのか。本報告書内でのデータローカライゼーションに対する姿勢を明確にしたほうがよい。
 - ➔ データローカライゼーションについては、通商法の分野では議論が進んでいるため、その交渉と本研究会におけるプラグマティックなアプローチとの補完性を検討していきたい。（事務局）
 - ➔ データローカライゼーションもデータトランスファーの重要な一部であるという問題意識を、対外的なメッセージとして示すことが重要ではないか。
- DFFT とガバメントアクセスは表裏一体であるため、経済安全保障に関わるデータ越境移転を議論する際に、本報告書中にガバメントアクセスについての言及がないことには、やや違和感がある。
 - ➔ ガバメントアクセスやデータローカライゼーションについては、通商法で直接的に対応しているため、本研究会では、ルール自体ではなく、ルールが整備されるまでのデータの流通をサポートしていきたい。また、ガバメントアクセスについては、海外の問題はあえて強調しない方針としている。（事務局）
 - ➔ G 7では、DFFT に関する協力のためのロードマップが採択されている。4つの重要協力分野の中にデータローカライゼーションやガバメントアクセスも含まれているため、そちらを参照する形で、データ共有のアプローチや規制協力につなげていくという位置づけにしてはどうか。
- 今回の報告書の全体の背景として、既存の DFFT 政策に関する具体的な説明があるとよいのではないか。
- 本報告書では、各国によるデータ流通を妨げる規制の紹介はあるが、データ流通を進めるための施策には触れられていない。国際的な報告書の中では、各国のデータ流通の取組状況が紹介されている。
- 国内のデータ関連政策と対外的な DFFT の枠組みとの関連性や整合性を示せるとよい。

- 本報告書において、もう一段、具体的な想定や選択肢を提示することでできれば、国内外の議論の喚起につながり、報告書の価値がより高まるのではないかと。

＜報告書（案）第1章について＞

- 第1章の類型について、なぜこのような類型としたのか、その理由を説明した後、各類型の説明を記載してはどうか。
- 今回の類型化の意味を具体的に示すことが重要である。例えば、日本の産業や企業の課題から例示すると説得力が増すのではないかと。なぜ、これらのケースを選んだのか整理し、説明を深めていただくとさらに分かりやすくなると思われる。
- 第1章の類型化について、類型化の基準が混在している印象を受ける。類型別に課題が整理されているが、その課題は類型1～6に限られるものではないのではないかと。
- データのライフサイクルごとに課題が整理されているが、各ライフサイクルと越境移転の関係をもう少し抽象的なレベルで整理した上で、ビジネスモデルなどの具体論に進むと理解しやすいのではないかと。
- 今回実施した企業ヒアリングについて、ヒアリング調査の概要や対象企業の選定基準等についても説明があるとよい。

＜報告書（案）第2章について＞

- 各国の法制度の概要は整理されているものの、各国の文化的な背景にまでは十分に踏み込めていない印象である。法制度の背景についても検討した結果を記載する必要があるのではないかと。
- 第2章の各国の選定基準についての説明があると分かりやすい。また、関連法制についても、何を基準にしているのか、やや曖昧な印象を受けるため、もう少し体系的に記載していただくとよい。
- 第2章について、各地域で事業に関わる主体にヒアリングすることにより、より分析を深めていただくことを期待したい。

＜報告書（案）第3章について＞

- 「今年度のまとめ」として挙げられている5つの課題がどのような流れで整理されたのかを示していただくとよい。
- 企業に対するヒアリング結果や各国制度の概要と、第3章の5つの課題領域との関係性をもう少し明示的にご説明いただくとよい。
- 「データの越境移転に関して基本的な価値観を共有する国」について、長期的な観点で書かれていることを説明する必要があるのではないかと。
- タクソノミーは扱うべきではないという結論に至ったのか、それとも、困難であるが今後扱っていくという問題意識なのか。

- 企業からはタクソミーの要望が多いが、政策担当者などからは現時点では非常に困難であるという意見もいただいている。今後検討する可能性は十分に視野に入れている。(事務局)
- タクソミーについては、今後の検討の可能性が排除されている印象を受けたため、記載内容について調整をいただきたい。
 - 企業から統一してほしいという意見があるため、記載については調整したい。(事務局)
 - ビジュアル化できれば、企業も理解しやすいのではないか。違いを可視化するという意味で、前向きな姿勢が伝わるような記述が望ましい。また、日本国内ではこのようなテーマの分類は無理だという印象を与えてしまうのは望ましくないため、日本の定義を示した上で、グローバルでは統一が難しいことも説明してはどうか。
- 第3章において、今後は個人情報だけではなく、非個人情報にも着目していただきたい。また、データローカライゼーションに加えて、ガバナンスアクセスについても、企業として日常的に確認が必要な部分であるため、記述に含めていただけるとよい。
- 相互運用性においては、認証の仕組みなど、日本企業が競争力を高める上で機能する制度を目指して議論する必要がある。

<今後の方向性等について>

- 本報告書の翻訳版は、各国の大使館や政府等にも共有し、意見をいただく予定である。
 - 寄せられた意見は、ぜひ本研究会にもフィードバックしてほしい。
- 企業の経営者に DFFT の重要性を理解してもらうために、要約版の作成などについても、ぜひ検討していただきたい。
- データ主権や経済安全保障の面で DFFT やトラストをどのように位置付けていくかについては、今後も引き続き議論していく必要がある。
- 本研究会のゴールが、G 7 への提案であることには変わりはない。今年度は課題の抽出を目標としていたが、来年度の研究会では、今年度よりさらに深い議論を目指し、最終的には各領域で専門家の皆様にご議論いただきたいと考えている。(事務局)

以上

<お問い合わせ先>

商務情報政策局 国際室
電話：03-3501-1843